

日 銀 業 第 6 4 0 号
平 成 2 8 年 6 月 2 1 日

オ ン ラ イ ン 取 引 先 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」
の一部改正に関する件

日本銀行金融ネットワークシステムを利用して引落入金依頼（「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」第1編IV. に定める「引落入金依頼」をいいます。）を行う場合の取扱いの変更に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、平成28年6月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第2編中、業務処理区分「当座勘定 支払依頼（海外預り金） CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(コード 211601) の 入力可能文字 の③を削る。

- 第2編中、業務処理区分「当座勘定 支払依頼（海外預り金） BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(コード 211602) の 入力可能文字 の③を削る。